

# I 減価償却又は税額の計算に関する改正

## 1 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除制度《旧・雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度》の整備

### 〔制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度（注 1）において国内雇用者（注 2）に対して給与等を支給する場合において、次の《要件》(1) から(3)までを満たす場合には、その雇用者給与等支給増加額（注 3）の 10%（《要件》(2)口を満たす場合には、雇用者給与等支給増加額のうち雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の 2%（中小企業者等（注 4）については 12%）を加算した金額）相当額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、適用年度（本制度の適用を受ける事業年度をいいます。以下同じです。）の調整前法人税額の 10%（中小企業者等である場合には、20%）相当額が限度とされています（旧措法 42 の 12 の 5 ①）。

### 《要件》

- (1) 雇用者給与等支給額  $\geq$  比較雇用者給与等支給額  
 (2) 次に掲げる法人の区分に応じ、いずれかの要件を満たすこと

#### イ 中小企業者等

平均給与等支給額  $>$  比較平均給与等支給額

#### ロ 中小企業者等以外の法人

$$\frac{\text{平均給与等支給額} - \text{比較平均給与等支給額}}{\text{比較平均給与等支給額}} \geq 2\%$$

- (3) 雇用者給与等支給増加額  $\geq$  基準雇用者給与等支給額  $\times$  増加促進割合

### 《用語の意義》

用語	意義
雇用者給与等支給額	適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額となります。）をいいます（旧措法 42 の 12 の 5 ②三）。
比較雇用者給与等支給額	前事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます（旧措法 42 の 12 の 5 ②六）。
平均給与等支給額	適用年度の継続雇用者（*）に対する給与等の支給額として計算した一定の金額をその継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として計算した一定の数で除して計算した金額をいいます（旧措法 42 の 12 の 5 ②八、旧措令 27 の 12 の 5 ②⑮）。 （*） 継続雇用者とは、適用年度及び前事業年度等において給与等の支給を受けた国内雇用者をいいます（旧措法 42 の 12 の 5 ②八）。
比較平均給与等支給額	前事業年度等の継続雇用者に対する給与等の支給額として計算した一定の金額を前事業年度等のその継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として計算した一定の数で除して計算した金額をいいます（旧措法 42 の 12 の 5 ②九、旧措令 27 の 12 の 5 ②⑰）。
雇用者給与等支給増加額	雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額をいいます（旧措法 42 の 12 の 5 ①）。
基準雇用者給与等支給額	基準事業年度（平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日の前日を含む事業年度をいいます。）の所得の金額の計算上、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます（旧措法 42 の 12 の 5 ②四）。
増加促進割合	次の適用年度の開始日の区分に応じそれぞれ次の割合とされています（旧措法 42 の 12 の 5 ②五）。

	適用年度の開始日	増加促進割合
	平 25. 4. 1～平 27. 3. 31	2%
	平 27. 4. 1～平 28. 3. 31	3%
	平 28. 4. 1～平 29. 3. 31	4% (*)
	平 29. 4. 1～平 30. 3. 31	5% (*)

(\*) 中小企業者等である場合には、3%となります。

- (注1) 合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。
- (注2) 国内雇用者とは、法人の使用人（その法人の役員の特権関係者及び使用人兼務役員を除きます。）のうちその法人の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第 108 条に規定する貸金台帳に記載された者をいいます（旧措法 42 の 12 の 5②一、旧措令 27 の 12 の 5④⑤）。以下同じです。
- (注3) この雇用者給与等支給増加額については、その事業年度において旧措法第 42 条の 12《特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》の適用を受ける場合には、雇用者給与等支給額をその事業年度の終了の日における雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する一般被保険者（以下「一般被保険者」といいます。）に該当する雇用者の数で除して計算した金額に旧措法第 42 条の 12 における税額控除限度額の計算の基礎とした雇用者数（次のイ及びロの人数を合計した数）を乗じて計算した金額の 30%相当額を控除することとされています（旧措法 42 の 12 の 5①、旧措令 27 の 12 の 5①～③）。
- イ 特定地域基準雇用者数（12 ページ I 4【制度の概要】(1)の《用語の意義》を参照）
- ロ 地方事業所基準雇用者数（\*）（13 ページ I 4【制度の概要】(2)の《用語の意義》を参照）
- (\*) 適用年度に旧措法第 42 条の 12 第 3 項の適用を受ける場合で、かつ、その適用年度開始の日前に開始した各事業年度に同条第 2 項の適用を受けた場合には、一定の調整をした数とされています。
- (注4) 中小企業者等とは、中小企業者又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものを用い（旧措法 42 の 4③）、中小企業者とは、次のイ及びロの法人をいうこととされています（旧措法 42 の 4⑧六、旧措令 27 の 4⑫）。
- イ 資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人
- (イ) その発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人（\*）の所有に属している法人
- (\*) 大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人を用い、中小企業投資育成株式会社を除きます。以下同じです。
- (ロ) 上記(イ)に掲げるもののほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上が大規模法人の所有に属している法人
- ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人

## 【改正の内容】

本制度について、それぞれ次のとおり見直しが行われました。

### (1) 原則

青色申告書を提出する法人が、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度（注1）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の《要件》イからハまでを満たすときは、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額（注2）の 15%（次の《上乗せ要件》ニを満たす場合には、20%）相当額の法人税額の特別控除ができることとされました。ただし、適用年度の調整前法人税額の 20%相当額が限度とされています（措法 42 の 12 の 5①）。

#### 《要件》

- イ 雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額
- ロ 
$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$$
- ハ 国内設備投資額  $\geq$  当期償却費総額  $\times$  90%

#### 《上乗せ要件》

- ニ 
$$\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 20\%$$

《用語の意義》

用 語	意 義
継続雇用者給与等支給額	<p>継続雇用者（法人の適用年度及び前事業年度等の期間内の各月においてその法人の給与等の支給を受けた国内雇用者（*）として一定のものをいいます。以下同じです。）に対する適用年度の給与等の支給額をいいます（措法 42 の 12 の 5 ③六、措令 27 の 12 の 5 ⑬⑭）。</p> <p>（*） この国内雇用者は、一般被保険者に該当する者に限ることとされ、その法人の就業規則において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 9 条第 1 項第 2 号に規定する継続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ、①雇用契約書その他これに類する雇用関係を証する書類又は②貸金台帳のいずれかにその継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載がある場合のその者を除くこととされています（措法 42 の 12 の 5 ③六、措令 27 の 12 の 5 ⑬、措規 20 の 10②）。</p>
継続雇用者比較給与等支給額	<p>法人の継続雇用者に対する前事業年度等の給与等の支給額をいいます（措法 42 の 12 の 5 ③七、措令 27 の 12 の 5 ⑮）。</p>
国内設備投資額	<p>法人が適用年度において取得等（*1）をした国内資産（*2）でその適用年度終了の日において有するものの取得価額の合計額をいいます（措法 42 の 12 の 5 ③八）。</p> <p>（*1） 取得又は製作若しくは建設をいい、合併、分割、贈与、交換、現物出資、現物分配による取得又は代物弁済としての取得を除きます（措法 42 の 12 の 5 ③八、措令 27 の 12 の 5 ⑯）。</p> <p>（*2） 国内にある法人の事業の用に供する資産で、法令第 13 条《減価償却資産の範囲》各号に掲げるもの（建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、無形固定資産並びに生物をいいます。ただし、時の経過によりその価値の減少しないもの並びに棚卸資産、有価証券（法 2 二十一）及び繰延資産（法 2 二十四）に該当するものを除きます。）をいいます（措令 27 の 12 の 5 ⑰）。</p>
当期償却費総額	<p>法人がその有する減価償却資産につき適用年度においてその償却費として損金経理をした金額（損金経理の方法又は当該適用年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含み、法第 31 条第 4 項の規定により同条第 1 項に規定する損金経理額に含むものとされる金額（過年度分の減価償却超過額の当期認容額）を除きます。）の合計額をいいます（措法 42 の 12 の 5 ③九）。</p>
教育訓練費	<p>法人がその国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で次のものをいいます（措法 42 の 12 の 5 ③十、措令 27 の 12 の 5 ⑱、措規 20 の 10③～⑤）。</p> <p>イ 法人がその国内雇用者に対して教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの（以下「教育訓練等」といいます。）を自ら行う場合の次の費用</p> <p>（イ） その教育訓練等のために講師又は指導者（その法人の役員又は使用人である者を除きます。以下「講師等」といいます。）に対して支払う報酬、料金、謝金その他これらに類するもの及び教育訓練等を行うために要する講師等の旅費のうちその法人が負担するもの並びに教育訓練等に関する計画又は内容の作成についてその教育訓練等に関する専門的知識を有する者（その法人の役員又は使用人である者を除きます。）に委託している場合のその専門的知識を有する者に対して支払う委託費その他これに類するもの</p> <p>（ロ） その教育訓練等のために施設、設備その他の資産を賃借する場合におけるその賃借に要する費用及びコンテンツ（文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像又はこれらを組み合わせたものをいいます。）の使用料（コンテンツの取得に要する費用に該当するものを除きます。）</p> <p>ロ 法人から委託を受けた他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）が教育訓練等を行う場合の、その教育訓練等のために当該他の者に対して支払う費用</p> <p>ハ 法人がその国内雇用者を他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の、その他の者に対して支払う授業料、受講料、受験手数料その他の当該他の者が行う教育訓練等に対する対価として支払うもの</p>
比較教育訓練費の額	<p>法人の適用年度開始の前日 2 年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額の年平均額をいいます（措法 42 の 12 の 5 ③十一）。</p>

(注1) 設立事業年度(設立の日を含む事業年度をいいます。以下同じです。)、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。

(注2) その事業年度において措法第42条の12《地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》の適用を受ける場合には、適用年度に係る雇用者給与等支給額をその適用年度終了の日における雇用者(\*)の数で除して計算した金額に同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となった者の数を乗じて計算した金額の20%相当額を控除した残額とされています(措令27の12の5①)。

(\*) 雇用者とは、11ページI4〔制度の概要〕(1)の《用語の意義》における基準雇用者数の雇用者(\*1)と同じです。

## ○ 税額控除限度額

本措置の税額控除限度額は、次の算式により計算します(措法42の12の5①)。

(算式)

$$\text{税額控除限度額} = \left[ \text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額} \right] \times 15\% \text{ (注1)}$$

(注1) 上記の《上乗せ要件》ニを満たす場合には、20%とされます。

(注2) 上記の算式により計算した金額が、その適用年度の調整前法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額が限度とされます。

## (2) 中小企業者等の特例

中小企業者等(注1)が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度(注2)において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の《要件》イ及びロを満たすときは、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額(注3)の15%(次の《上乗せ要件》ハ及びニを満たす場合には25%)相当額の法人税額の特別控除ができることとされました。ただし、適用年度の調整前法人税額の20%相当額が限度とされています(措法42の12の5②)。

《要件》

イ 雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額

$$\text{ロ} \quad \frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 1.5\%$$

《上乗せ要件》

$$\text{ハ} \quad \frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 2.5\%$$

ニ 次のいずれかの要件を満たすこと

$$\text{(イ)} \quad \frac{\text{教育訓練費の額} - \text{中小企業比較教育訓練費の額}}{\text{中小企業比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$$

(ロ) その中小企業者等がその事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたことにつき一定の証明がされたもの(注4)であること

《用語の意義》

用語	意義
中小企業比較教育訓練費の額	中小企業者等の適用年度開始の前日1年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額の年平均額をいいます(措法42の12の5③十二)。

(注1) 中小企業者等については、〔制度の概要〕の(注4)の中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものを除くこととされています(措法42の12の5②)。

この適用除外事業者とは、その事業年度開始の前日3年以内に終了した各事業年度の所得の金額の合計額をその各事業年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額(判定法人が設立後3年を経過していないことや特定合併等に係る合併法人等に該当するものであること等の一定の事由がある場合に

は、その計算した金額に一定の調整を加えた金額)が15億円を超える法人をいいます(措法42の4⑧六の二、措令27の4⑬~⑰)。

(注2) 上記(1)の適用を受ける事業年度、設立事業年度、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。

(注3) 上記(1)(注2)と同様に計算した金額とされています(措令27の12の5②)。

(注4) 具体的には、次の書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた中小企業者等をいいます(措規20の10①)。

イ 中小企業者等が受けた中小企業等経営強化法第13条第1項の認定(同法第14条第1項の規定による変更の認定を含みます。)に係る同法第13条第1項に規定する経営力向上計画の写し

ロ 上記イの経営力向上計画に係る認定書の写し

ハ 上記イの経営力向上計画(中小企業者等経営強化法第14条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に従って行われる同法第2条第10項に規定する経営力向上に係る事業の実施状況につき経済産業大臣に報告した内容が確認できる書類(その経営力向上が行われたことが経営力向上計画に記載された指標(経済産業大臣が認めるものに限り、)の値により確認できるものに限り、)。

◆ 本制度における経営力向上計画の認定手続や同計画の実施状況についての経済産業大臣への報告の手続など中小企業等経営強化法に関する内容については、中小企業庁ホームページの次のURL(平成30年4月27日現在)もご覧ください。<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

### ○ 税額控除限度額

本措置の税額控除限度額は、次の算式により計算します(措法42の12の5②)。

(算式)

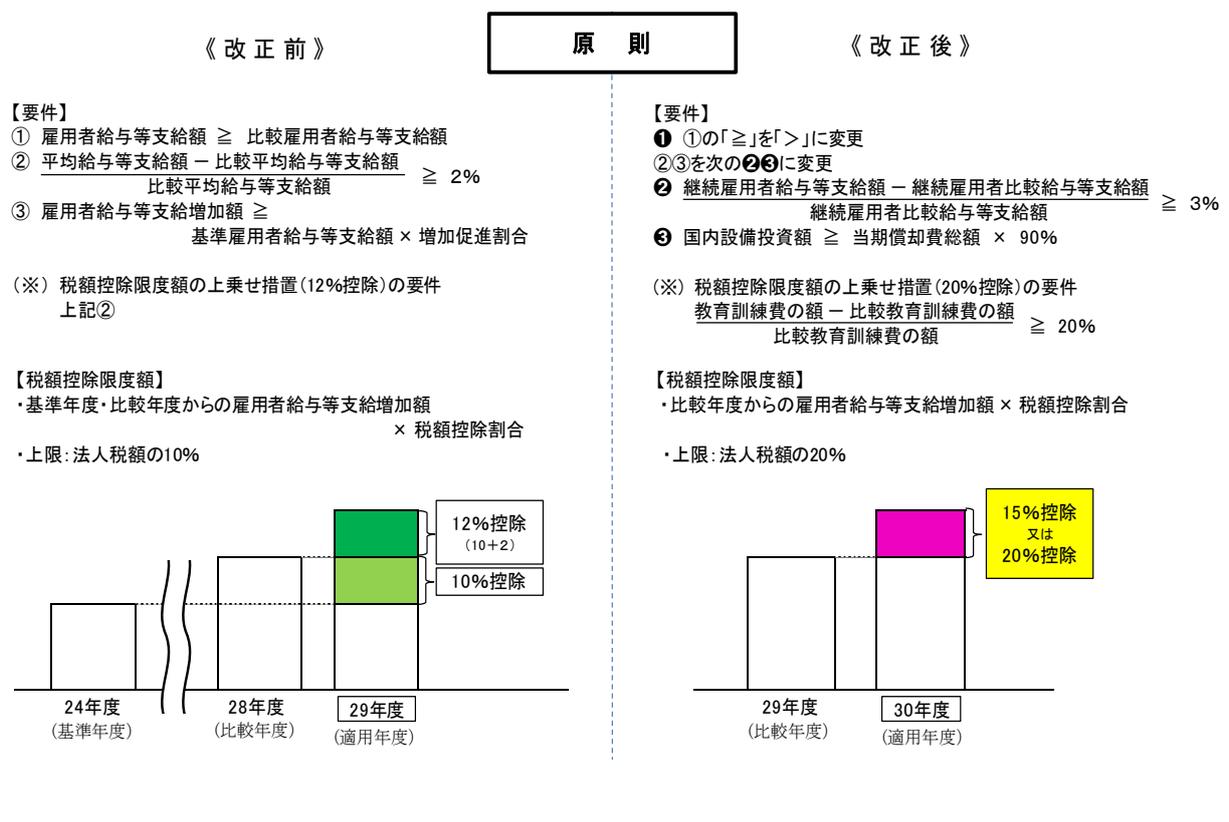
$$\text{税額控除限度額} = \left[ \text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額} \right] \times 15\% \text{ (注1)}$$

(注1) 上記の《上乗せ要件》ハ及びニを満たす場合には、25%とされます。

(注2) 上記の算式により計算した金額が、その適用年度の調整前法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額が限度とされます。

### 《イメージ図》

#### ○ 適用要件と税額控除限度額について



《改正前》

中小企業者等の特例

《改正後》

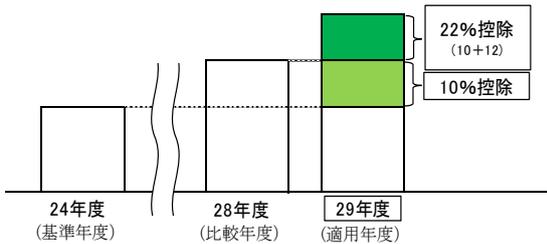
【要件】

- ① (上記①と同じ)
- ② 平均給与等支給額 > 比較平均給与等支給額
- ③ (上記③と同じ)

(※) 税額控除限度額の上乗せ措置(22%控除)の要件原則と同じ

【税額控除限度額】

- ・計算：原則と同じ
- ・上限：法人税額の20%



【要件】

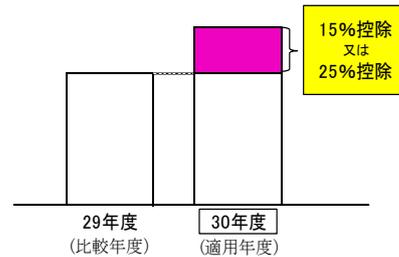
- ① (上記①と同じ)
- ②③を次の②に変更
- ②  $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 1.5\%$

(※) 税額控除限度額の上乗せ措置(25%控除)の要件

- 上記②について、「 $\geq 2.5\%$ 」
- 次のいずれかを満たすこと
  - ・  $\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{中小企業比較教育訓練費の額}}{\text{中小企業比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$
  - ・ 経営力向上計画の認定を受けて経営力向上の証明がされたこと

【税額控除限度額】

- ・計算：原則と同じ
- ・上限：改正前と同じ



申告に当たっての注意点

- イ 対象となる期間内に新たに設立された法人の設立の日を含む事業年度については、上記(1)又は(2)のいずれも適用を受けることができません。
- ロ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、その修正申告書又は更正請求書を含みます。）に控除の対象となる雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書並びに継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額を記載した書類を添付する必要があります。この場合において、控除される金額の計算の基礎となるその控除した金額は、確定申告書等に添付された書類に記載された雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額が限度とされます（措法 42 の 12 の 5 ⑤）。
- ハ 法人が、〔改正の内容〕(1)の《上乗せ要件》ニ又は(2)の《上乗せ要件》ニ(イ)を満たすものとして〔改正の内容〕(1)又は(2)の適用を受けようとする場合には、その適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、教育訓練費の額及び比較教育訓練費の額又は中小企業比較教育訓練費の額に関する次の事項を記載した書類を添付する必要があります（措令 27 の 12 の 5 ⑱、措規 20 の 10 ⑥）。
  - (イ) 〔改正の内容〕(1)の《用語の意義》における「教育訓練費」のイ～ハの費用に係る教育訓練等の実施時期
  - (ロ) 上記(イ)の教育訓練等の内容
  - (ハ) 上記(イ)の教育訓練等の対象となる国内雇用者の氏名
  - (ニ) その費用を支出した年月日、内容及び金額並びに相手先の氏名又は名称
- ニ 本制度の適用を受けようとする法人が合併法人等である場合など一定の場合における比較雇用者給与等支給額の計算方法等については、別途の調整計算規定が置かれています（措法 42 の 12 の 5 ⑥、措令 27 の 12 の 5 ⑦～⑩）。
- ホ 適用を受けようとする事業年度に係る継続雇用者比較給与等支給額が 0 である場合には、それぞれ次のとおりとされています（措令 27 の 12 の 5 ㉒）。
  - (イ) 〔改正の内容〕(1)の《要件》ロ及び(2)の《上乗せ要件》ハを満たさないものとされます。
  - (ロ) 〔改正の内容〕(2)の《要件》ロを満たさないものとされます。
- ヘ 本制度の適用を受けようとする法人が合併法人等であるなど一定の場合における比較教育訓

練費の額の計算方法等についても、上記ニと同様に、別途の調整計算規定が置かれています（措法42の12の5⑥、措令27の12の5⑳㉑）。

ト 適用を受けようとする事業年度に係る比較教育訓練費の額が0である場合には、それぞれ次のとおりとされています（措令27の12の5㉓）。

(イ) 当該事業年度に係る教育訓練費の額が0である場合には、〔改正の内容〕(1)の《上乘せ要件》ニを満たさないものとされます。

(ロ) 上記(イ)以外の場合には、〔改正の内容〕(1)の《上乘せ要件》ニを満たすものとされます。

なお、適用を受けようとする事業年度に係る中小企業比較教育訓練費の額が0である場合も、〔改正の内容〕(2)の《上乘せ要件》ニ(イ)について上記(イ)及び(ロ)と同様とされています（措令27の12の5㉔）。

### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の15の6）。

### 〔適用時期〕

平成30年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則86、108①）。

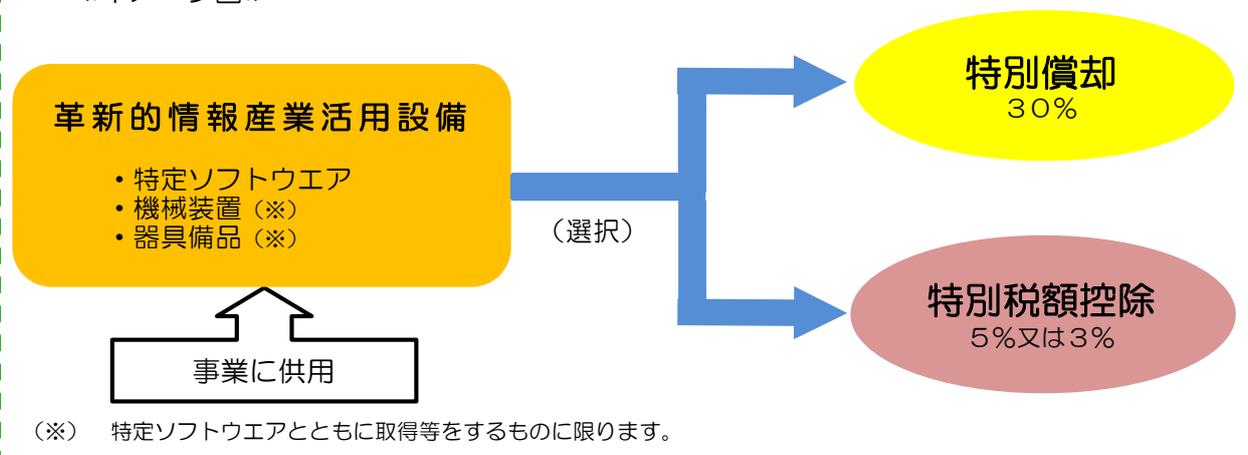
なお、〔改正の内容〕(2)の（注1）における中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものを除く部分については、平成31年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます（29改正法附則62①、75③、改正法附則92①、108②）。

## 2 革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の創設

### 〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人で生産性向上特別措置法に規定する認定革新的データ産業活用事業者であるものが、指定期間内に、特定ソフトウェアの新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る革新的情報産業活用設備（その製作の後事業の用に供されたことのないものに限り）を取得し、又は製作して、これを事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除きます。）には、供用年度において、その革新的情報産業活用設備の取得価額の30%相当額の特別償却とその取得価額の合計額の5%（上乘せ要件（2ページI1〔改正の内容〕の(1)ロ）を満たさない場合は3%）相当額の法人税額の特別控除との選択適用ができることとされました（措法42の12の6①②）。

### 《イメージ図》



### (1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人で生産性向上特別措置法第29条に規定する認定革新的データ産業活用事業者であるものです（措法42の12の6①）。

## (2) 指定期間

本制度における指定期間とは、生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までの期間をいいます（措法42の12の6①）。

## (3) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である革新的情報産業活用設備とは、新設又は増設に係る特定ソフトウェア(注1)並びにその特定ソフトウェアとともに取得又は製作をする機械及び装置並びに器具及び備品(注2)のうち一定の規模のもの(注3)をいいます（措法42の12の6①）。

(注1) 特定ソフトウェアとは、電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたもののうち、生産性向上特別措置法第23条第2項に規定する認定革新的データ産業活用計画（その認定革新的データ産業活用事業者である法人の行う同法第29条に規定する革新的データ産業活用に係るものに限ります。以下同じです。）に従って実施されるその革新的データ産業活用の用に供するために取得又は製作をする一定のものをいいます（措法42の12の6①、措令27の12の6①）。以下同じです。

(注2) 機械及び装置並びに器具及び備品にあっては、情報の連携及び利用に資するものとして、次に掲げるものに限り、産業試験研究(\*)の用に供されるものを除きます（措法42の12の6①、措令27の12の6③）。

イ 認定革新的データ産業活用計画に係る特定ソフトウェアによる情報の分析のためにその情報を収集し、かつ、その収集した情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。以下同じです。）によりその特定ソフトウェアに送信する機能でその全部が自動化されているものを有する機械及び装置又はその情報の分析に基づく電磁的方法による指令を受ける機能を有する機械及び装置（その動作がその指令により自動的に制御されるものに限ります。）で、その特定ソフトウェアとともに取得又は製作をするものとしてその認定革新的データ産業活用計画に記載されているもの  
ロ 認定革新的データ産業活用計画に係る特定ソフトウェアとともに取得又は製作をするものとしてその認定革新的データ産業活用計画に記載されている器具及び備品

(\*) 産業試験研究とは、製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究又は対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究として措令第27条の4第3項各号に掲げる試験研究をいいます（措法42の12の6①、措令27の12の6④）。

(注3) 一定の規模のものとは、一の認定革新的データ産業活用計画に記載された新設又は増設に係る特定ソフトウェア並びにその特定ソフトウェアとともに取得又は製作をする機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が5,000万円以上のものをいいます（措法42の12の6①、措令27の12の6②）。

## (4) 供用年度

本制度の適用がある供用年度とは、革新的情報産業活用設備を法人の事業の用に供した日を含む事業年度をいいます。ただし、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（措法42の12の6①）。

## (5) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法42の12の6①）。

(算式)

$$\text{特別償却限度額} = \text{革新的情報産業活用設備の取得価額} \times 30\%$$

## (6) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します（措法42の12の6②）。

(算式)

$$\text{税額控除限度額} = \text{革新的情報産業活用設備の取得価額の合計額} \times 3\% \text{又は} 5\% \quad (\text{注})$$

(注) 次の上乗せ要件の割合が3%以上の場合、税額控除割合は5%となります。

$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}}$$

- (※1) 上乗せ要件の割合が3%以上である場合において、税額控除限度額がその供用年度の調整前法人税額の20%相当額を超えるときには、その20%相当額が限度とされ、上乗せ要件の割合が3%未満である場合において、税額控除限度額がその供用年度の調整前法人税額の15%相当額を超えるときには、その15%相当額が限度とされます。
- (※2) 上記の「継続雇用者給与等支給額」及び「継続雇用者比較給与等支給額」の各用語の意義は、3ページI1〔改正の内容〕(1)の《用語の意義》とそれぞれ同じです。

### 申告に当たっての注意点

#### 《特別償却》

- イ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等に革新的情報産業活用設備の償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります（措法42の12の6④）。
- ロ 法人が所有権移転外リース取引（法令第48条の2第5項第5号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。）により取得した革新的情報産業活用設備については、本制度の適用はありません（措法42の12の6③、42の5③、措令27の5③）。

#### 《税額控除》

- イ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、その修正申告書又は更正請求書を含みます。）に控除の対象となる革新的情報産業活用設備の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、控除される金額の計算の基礎となる革新的情報産業活用設備の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された革新的情報産業活用設備の取得価額が限度とされます（措法42の12の6⑤）。
- ロ 本制度の適用を受けようとする法人のその適用を受けようとする事業年度に係る継続雇用者比較給与等支給額が0である場合（設立事業年度（設立の日を含む事業年度をいいます。）に該当する場合を含みます。）における本制度の適用については、上記(6)（算式）の（注）の割合が3%以上の場合に該当しないものとされます（措令27の12の6⑤）。

#### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の15の7）。

#### 〔施行時期〕

生産性向上特別措置法の施行の日から施行されます（改正法附則1十四口）。  
なお、生産性向上特別措置法案は平成30年4月27日現在、国会において審議中です。

## 3 租税特別措置の適用要件の見直し

### 〔創設された制度の概要〕

中小企業者等（注1）以外の法人が平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において次の《要件》イ及びロのいずれにも該当しない場合（その事業年度（注2）の所得の金額（注3）が前事業年度の所得の金額（注3）以下である場合を除きます。）には、一定の税額控除の規定（注4）を適用しないこととされました（措法42の13⑥）。

#### 《要件》

- イ 継続雇用者給与等支給額 > 継続雇用者比較給与等支給額
- ロ 国内設備投資額 > 当期償却費総額 × 10%

(\*) 上記の「継続雇用者給与等支給額」、「継続雇用者比較給与等支給額」、「国内設備投資額」及び「当期償却費総額」の各用語の意義は、3ページI1〔改正の内容〕(1)の《用語の意義》とそれぞれ同じです。

(注1) 中小企業者等は、4ページI1〔改正の内容〕(2)の（注1）の中小企業者等と同じです。

(注2) 設立事業年度(設立の日を含む事業年度をいいます。)及び合併等事業年度(\*)のいずれにも該当しない事業年度に限り(措法42の13⑥)。

(\*) 次のイからハまでの事業年度などの一定の事業年度をいいます(措法42の13⑦、措令27の13⑧)。

イ 合併、分割又は現物出資(分割又は現物出資にあつては、事業を移転するものに限ります。)に係る合併法人、分割法人若しくは分割承継法人又は現物出資法人若しくは被現物出資法人である場合のその合併等の日を含む事業年度

ロ 事業の譲渡等(譲渡又は譲受けをいいます。)に係るその事業の移転をした法人又はその事業の譲受けをした法人である場合のその譲渡等の日を含む事業年度

ハ 特別の法律に基づく承継に係る被承継法人又は承継法人である場合のその承継の日を含む事業年度

(注3) 所得の金額については、欠損金額の繰越控除(法57、58又は59)前の金額とする等の調整を行うこととされています(措法42の13⑥、措令27の13⑤⑥)。

(注4) 一定の税額控除の規定とは、特定の地域、業種、中小企業を対象とする措置等を除いた、生産性の向上に関連する税額控除の規定(具体的には、次に掲げる規定)をいいます。

イ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(措法42の4①⑥⑦)

ロ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(措法42の11の2②)

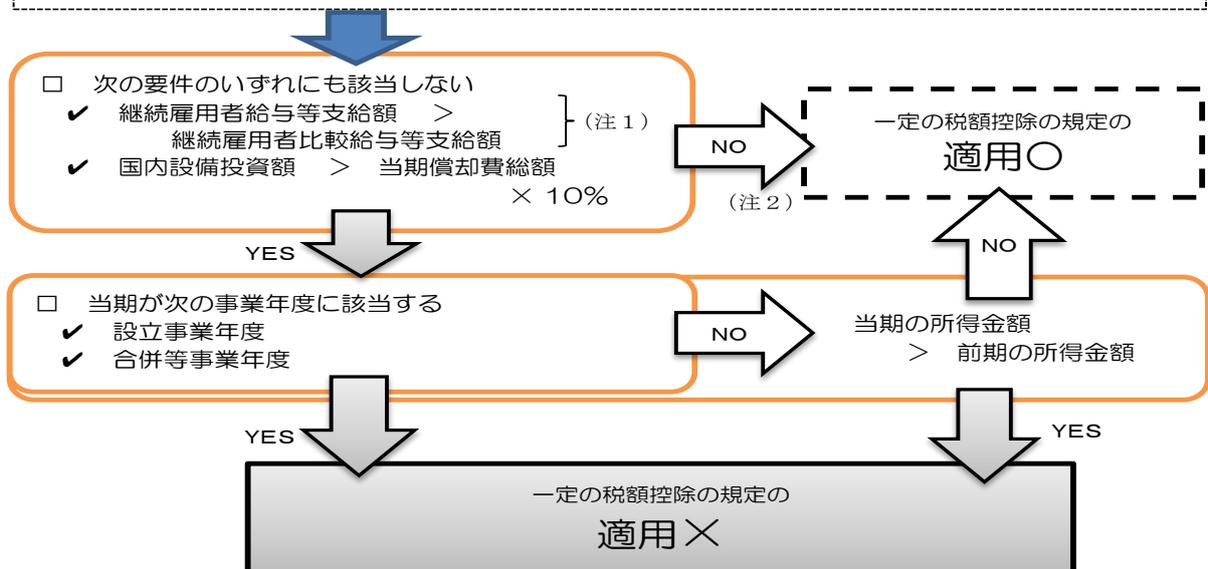
ハ 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除(措法42の12の6②)

### 「イメージ図」

#### ○ 適用判定のフロー

次の■に該当する場合、フローに従って本措置の適用判定を行う。

- 次の法人以外の法人である
  - ✓ 中小企業者(適用除外事業者を除く。)
  - ✓ 農業協同組合等
- 平30.4.1～平33.3.31の間に開始する事業年度(対象年度)である
- 適用を受けようとする措置が次の税額控除(一定の税額控除の規定)である
  - ✓ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(措法42の4①⑥⑦)
  - ✓ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(措法42の11の2②)
  - ✓ 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除(措法42の12の6②)



(注1) これらの金額がいずれも0の場合であっても、この要件に該当するものとされています(措法42の13⑨、措令27の13⑦)。

(注2) この場合、上記の一定の税額控除の規定に規定する書類のほか、左記の要件のいずれかに該当することを明らかにする書類(具体的には、法人税申告書別表六(二十九)(特定税額控除規定の適用可否の判定に関する明細書))を添付する必要があります(措法42の13⑧)。

## 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の15の8）。

### 〔適用時期〕

平成30年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます（措法42の13⑥、68の15の8⑥）。

なお、〔創設された制度の概要〕の（注1）における中小企業者のうち適用除外事業者（4ページI1〔改正の内容〕②の（注1）参照）に該当するものを除く部分については、平成31年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます（29改正法附則62①、75③、改正法附則93②、109②）。

## 4 地方活力向上地域等《旧・特定の地域》において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度の整備

### 〔制度の概要〕

#### (1) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度

青色申告書を提出する法人が、適用年度（注1）において、次の《要件》イからニまでを満たす場合で、かつ、雇用保険法の適用事業を行っている場合には、次の（算式）により計算した金額を税額控除限度額として法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、適用年度の調整前法人税額の10%（中小企業者等（注2）である場合には、20%）相当額が限度とされています（旧措法42の12①⑦）。

#### 《要件》

- イ 基準雇用者数が5人以上（中小企業者等にあつては、2人以上）であることにつき所定の証明がされたこと
- ロ 基準雇用者割合が10%以上であること又はその適用年度開始の日の前日における雇用者の数が0であることにつき所定の証明がされたこと
- ハ 給与等支給額  $\geq$  比較給与等支給額
- ニ 本特例の適用を受けようとする事業年度及びその事業年度開始の前日1年以内に開始した各事業年度において、事業主都合による離職者がいないことにつき所定の証明がされたこと

#### （算式）

$$\text{税額控除限度額} = 40 \text{ 万円} \times \text{特定地域基準雇用者数}$$

#### 《用語の意義》

用語	意義
基準雇用者数	適用年度終了の日における雇用者（*1）の数からその適用年度開始の日の前日における雇用者（その適用年度終了の日において高年齢雇用者（*2）に該当する者を除きます。）の数を減算した数をいいます（旧措法42の12⑤四）。 （*1）雇用者とは、法人の使用人（その法人の役員と特殊の関係のある者及び使用人兼務役員を除きます。）のうち雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者に該当するものをいいます（旧措法42の12⑤二）。 （*2）高年齢雇用者とは、法人の使用人のうち雇用保険法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものをいいます（旧措法42の12⑤三）。
基準雇用者割合	基準雇用者数の適用年度開始の日の前日における雇用者の数に対する割合をいいます（旧措法42の12⑤八）。
給与等支給額	法人の給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額となります。）のうち適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（その適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係るものを除きます。）をいいます（旧措法42の12⑤十）。
比較給与等支給額	次の算式により計算した金額をいいます（旧措法42の12⑤十一）。 比較給与等支給額 = 前期の給与等支給額 + (前期の給与等支給額 × 基準雇用者割合 × 30%)

特定地域基準雇用者数	<p>適用年度開始の日において地域雇用開発促進法に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する法人の事業所（*1）においてその適用年度に新たに雇用された次の要件を満たす雇用者でその適用年度終了の日においてその事業所に勤務するものの数（その数がその事業所のみをその法人の事業所とみなした場合におけるその適用年度の基準雇用者数を超える場合には、その超える部分の数を控除します。）として所定の証明がされた数（*2）をいいます（旧措法 42 の 12⑤六）。</p> <p>イ その法人との間で労働契約法の有期労働契約以外の労働契約を締結していること（無期雇用）。</p> <p>ロ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の短時間労働者でないこと（フルタイム）。</p> <p>（*1） その適用年度において下記(2)の適用を受ける場合には、その適用に係る特定業務施設を除きます。</p> <p>（*2） その数がその法人のその適用年度の基準雇用者数（その適用年度において下記(2)の適用を受ける場合には、その適用に係る地方事業所税額控除限度額の計算の基礎となった地方事業所基準雇用者数（下記(2)の《用語の意義》を参照）を控除します。）を超える場合には、その基準雇用者数とします（旧措法 42 の 12①）。</p>
------------	---

（注 1） 適用年度とは、平成 23 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度（\*）をいいます（旧措法 42 の 12①）。

（\*） 合併、分割又は現物出資以外の事由による設立の日を含む事業年度、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。

（注 2） 中小企業者等は、2 ページ I 1【制度の概要】の（注 4）の中小企業者等と同じです。

## (2) 拡充型計画又は移転型計画の認定を受けた法人に対する特例

青色申告書を提出する法人で拡充型計画（注 1）又は移転型計画（注 2）の認定を受けたもの（以下「認定事業者」といいます。）が、適用年度において、次の《要件》イからハまでを満たす場合で、かつ、雇用保険法の適用事業を行っている場合には、次の《算式》により計算した金額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、適用年度の調整前法人税額の 30%相当額（上記(1)又は旧措法第 42 条の 11 の 3 《地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除》による特別控除額がある場合には、これらの金額を控除した残額）が限度とされています（旧措法 42 の 12②⑦）。

### 《要件》

イ 基準雇用者数が 5 人以上（中小企業者等にあつては、2 人以上）であることにつき所定の証明がされたこと（(1)の《要件》イと同じです。）

ロ 給与等支給額  $\geq$  比較給与等支給額（(1)の《要件》ハと同じです。）

ハ 本特例の適用を受けようとする事業年度及びその事業年度開始の前日 1 年以内に開始した各事業年度において、事業主都合による離職者がいないことにつき所定の証明がされたこと（(1)の《要件》ニと同じです。）

### （算 式）

地方事業所税額控除限度額 = (i)の金額 + (ii)の金額 + (iii)の金額

(i) 30 万円（又は 60 万円）（注 3） × 地方事業所基準雇用者数のうち特定新規雇用者数

(ii) 20 万円（又は 50 万円）（注 3） × 次の A 及び B の合計数

A 新規雇用者総数 - 特定新規雇用者数  
（新規雇用者総数 × 40%相当数に達するまで）

B 地方事業所基準雇用者数 - 新規雇用者総数

(iii) 10 万円（又は 40 万円）（注 3）  
× {新規雇用者総数 - 特定新規雇用者数 - （新規雇用者総数 × 40%）}

## 《用語の意義》

用 語	意 義
地方事業所基準雇用者数	適用年度開始の日から起算して2年前の日からその適用年度終了の日までの間に地方活力向上地域特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた法人のその計画の認定に係る特定業務施設のみをその法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として所定の証明がされた数をいいます（旧措法 42 の 12⑤七）。
特定新規雇用者数	その法人が受けた地域再生法の認定に係る特定業務施設において適用年度に新たに雇用された次に掲げる要件を満たす雇用者でその適用年度終了の日においてその特定業務施設に勤務するものの数として所定の証明がされた数をいいます（旧措法 42 の 12②一）。 イ その法人との間で労働契約法の有期労働契約以外の労働契約を締結していること（無期雇用）。 ロ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の短時間労働者でないこと（フルタイム）。
新規雇用者総数	地域再生法の認定に係る特定業務施設においてその適用年度に新たに雇用された雇用者でその適用年度終了の日においてその特定業務施設に勤務するものの総数（その適用年度の地方事業所基準雇用者数を上限とします。）として所定の証明がされた数をいいます（旧措法 42 の 12②二）。

- (注 1) 拡充型計画とは、地域再生法第 17 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいいます。
- (注 2) 移転型計画とは、地域再生法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいいます。
- (注 3) 基準雇用者割合が 10%以上であること等の所定の証明がされた場合には、それぞれ括弧書の上乗せ金額となります。

### (3) 移転型計画の認定を受けた法人に対する特例

青色申告書を提出する法人で認定事業者（移転型計画の認定を受けた法人に限ります。）であるもののうち上記(2)の適用を受ける又は受けたものが、その適用を受ける事業年度以後の各適用年度において、雇用保険法の適用事業を行っている場合には、次の（算式）により計算した金額の法人税額の特例控除ができることとされています。ただし、適用年度の調整前法人税額の 30%相当額（上記(1)若しくは(2)又は旧措法第 42 条の 11 の 3 《地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特例控除》による特別控除額がある場合には、これらの金額を控除した残額）が限度とされています（旧措法 42 の 12③）。

#### （算 式）

$$\text{地方事業所特別税額控除限度額} = 30 \text{ 万円} \times \text{地方事業所特別基準雇用者数}$$

## 《用語の意義》

用 語	意 義
地方事業所特別基準雇用者数	適用年度開始の日から起算して2年前の日からその適用年度終了の日までの間に移転型計画の認定を受けた法人のその適用年度及びその適用年度前の各事業年度のうち、その計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度のその法人が地方活力向上地域に移転して整備した特定業務施設のみをその法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として所定の証明がされた数の合計数をいいます（旧措法 42 の 12⑤十二）。

## 【改正の内容】

### (1) 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特例控除制度の廃止

【制度の概要】(1)について、適用期限の到来をもって廃止することとされました（旧措法 42 の 12 ①）。

(2) 拡充型計画又は移転型計画の認定を受けた法人に対する特例措置及び移転型計画の認定を受けた法人に対する特例措置の見直し

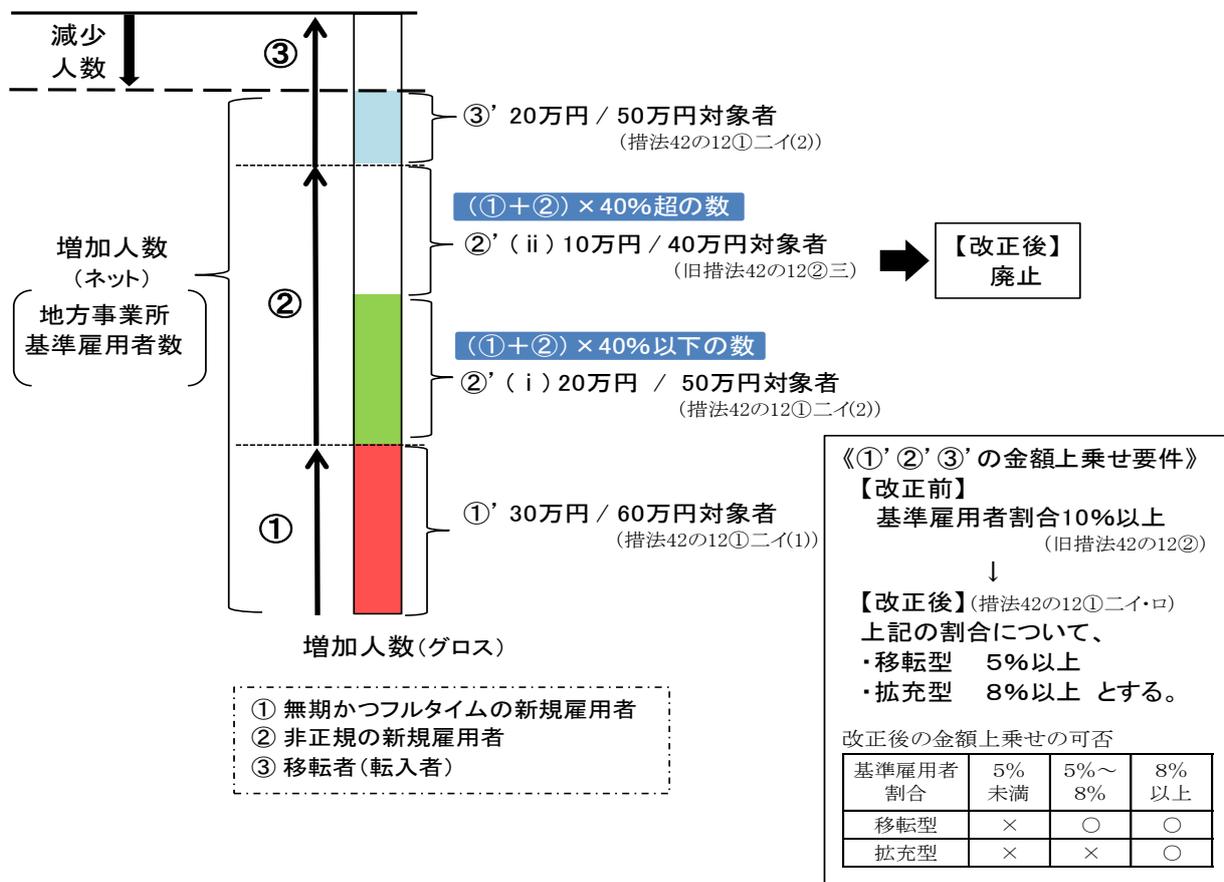
〔制度の概要〕(2)及び(3)のそれぞれの措置について、次のイ及びロのとおり見直しが行われた上で、計画の認定期限が2年延長されました。

イ 〔制度の概要〕(2)の措置について、次のとおり見直しが行われました。

改正後	
要件	<p>① 《要件》イについて、「地方事業所基準雇用者数のうち有期雇用又は短時間労働の新規雇用者以外の雇用者数が2人以上であること」とされました（措法42の12①一イ）。</p> <p>なお、適用年度前の各事業年度のうち計画の認定を受けた日以後に終了する事業年度のいずれかにおいて特定業務施設につき既に2人以上であったこと（基準雇用者数・地方事業所基準雇用者数が0に満たない場合を除きます。）につき証明がされたことを含むこととされています（措法42の12①一イ）。</p> <p>② 《要件》ロの比較給与等支給額について、前期の給与等支給額+（前期の給与等支給額×基準雇用者割合×20%（改正前30%））とされました（措法42の12④十三）。</p>
税額控除限度額	<p>① （算式）イの（注3）及び（算式）ロの（注3）における基準雇用者割合が10%以上である場合に一人当たり税額控除額を上乗せできる措置について、基準雇用者割合が8%以上（移転型計画は5%以上）である場合とされました（措法42の12①二イ・ロ）。</p> <p>② （算式）ハの対象となる者の数については、0とされました（旧措法42の12②三）。</p>
その他	<p>本措置については、措法第42条の11の3《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》との重複適用ができないこととされるとともに、適用年度の調整前法人税額の20%相当額が限度とされました（措法42の12①⑥）。</p>

＜イメージ図＞

○ (2)イの措置における地方事業所雇用者数と税額控除額



- ロ 【制度の概要】(3)の措置について、次のとおり見直しが行われました。
- (イ) 下記A及びBの見直しが行われました（措法42の12②）。
- A 特定業務施設が地域再生法第5条第4項第5号ロに規定する準地方活力向上地域内にある場合におけるその特定業務施設に係る地方事業所特別税額控除限度額について、地方事業所特別基準雇用者数一人当たり20万円（改正前30万円）とされました。
- B 地方事業所特別税額控除限度額について、適用年度の調整前法人税額の20%（改正前30%）相当額が限度とされました。
- (ロ) 措法第42条の11の3《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》の適用を受ける事業年度において、その適用を受けないものとしたならば見直し後の上記(2)の措置の適用のある法人である場合には、本措置を適用できるとされました（措法42の12②）。

#### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の15の2）。

- ◆ 本制度の利用に必要な雇用促進計画の提出手続などに関する内容については、厚生労働省ホームページの次のURL（平成30年4月27日現在）もご覧ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/roudouseisaku/koyouseokushinzei.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/roudouseisaku/koyouseokushinzei.html)

#### 〔適用時期〕

平成30年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則86、107①）。

#### 〔経過措置の特例〕

平成30年4月1日前に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた法人（同日以後に同項の認定（同条第4項の規定による変更の認定を含みます。）を受けた法人を除きます。）が、同日以後に開始する適用年度において【制度の概要】(1)の《要件》イ及びハを満たす場合には、改正後の【制度の概要】(2)の《要件》イ及びロを満たすこととし、改正後の(2)の措置を下記のとおりとした上で適用できるとされています（改正法附則91①、107②）。

イ 一人当たり税額控除額を上乗せできる措置の要件について、基準雇用者割合が10%以上である場合とする

ロ 措法第42条の11の3《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》との重複適用ができる

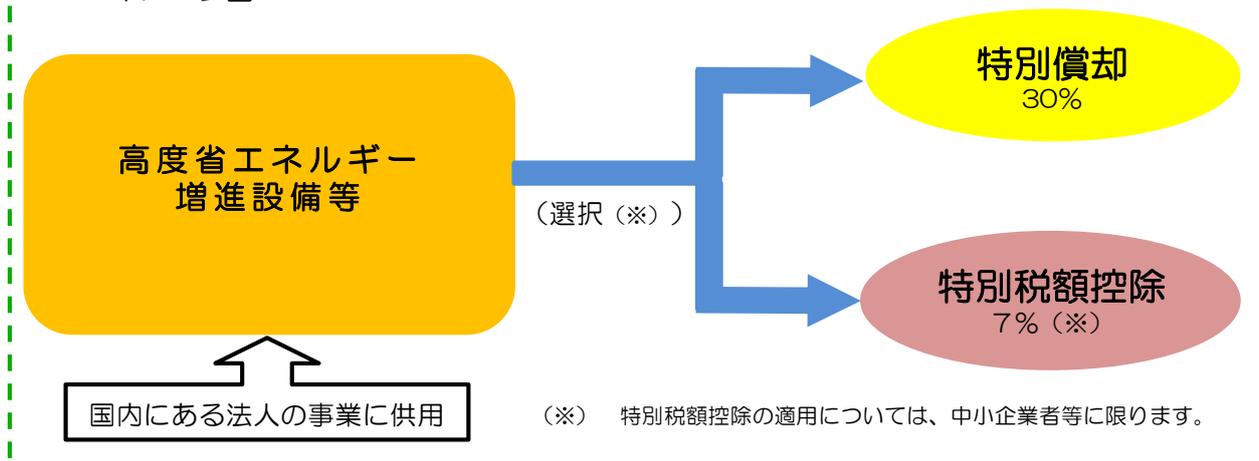
なお、この経過措置の特例の適用を受けるためには、確定申告書等に添付することとされている控除の対象となる金額の計算に関する明細書に、この特例の適用を受ける旨を記載する必要があります（改正法附則91②、107③）。

## 5 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の創設

### 〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、指定期間内に、高度省エネルギー増進設備等（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものに限り、）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを国内にあるその法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除きます。）には、供用年度において、その高度省エネルギー増進設備等の取得価額の30%相当額の特別償却（中小企業者等については、その取得価額の合計額の7%相当額の法人税額の特別控除との選択適用）ができることとされました（措法42の5①②）。

《イメージ図》



(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人（法人税額の特別控除制度の適用対象法人は、中小企業者等(注)に限りです。）です（措法 42 の 5 ①②）。

(注) 中小企業者等は、4 ページ I 1 [改正の内容] (2) の (注 1) の中小企業者等と同じです。

(2) 指定期間

本制度における指定期間とは、平成 30 年 4 月 1 日（下記(3)②及び③に掲げる法人にあっては、改正エネルギー使用合理化法の施行の日）から平成 32 年 3 月 31 日までの期間をいいます（措法 42 の 5 ①）。

(3) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である高度省エネルギー増進設備等とは、次表の区分に応じそれぞれ次表の減価償却資産をいいます（措法42の5①一～三、措令27の5①②、措規20の2）。

	法人の区分	減価償却資産
①	特定事業者又は特定連鎖化事業者(注 1)（特定連鎖化事業者が行うエネルギー使用合理化法第 18 条第 1 項に規定する連鎖化事業（以下「特定連鎖化事業」といいます。）の同項に規定する加盟者（以下「特定加盟者」といいます。）を含みます。）	エネルギー使用合理化法第 15 条第 1 項又は第 26 条第 1 項の規定により主務大臣に提出された中長期計画において設置するものとして記載された特定高度省エネルギー増進設備等(注 2)（特定加盟者の同項の中長期計画に係るものにあつては、その特定加盟者が設置しているその特定連鎖化事業に係る同法第 3 条第 1 項に規定する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき証明がされたものに限りです。）
②	連携省エネルギー計画の認定（エネルギー使用合理化法第 46 条第 1 項の認定をいいます。）を受けた同項の工場等を設置している者	その認定に係るエネルギー使用合理化法第 47 条第 3 項に規定する連携省エネルギー計画に記載された同法第 46 条第 1 項に規定する連携省エネルギー措置の実施により取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」といいます。）をされる機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に資する一定のもの(注 3)
③	荷主連携省エネルギー計画の認定（エネルギー使用合理化法第 117 条第 1 項の認定をいいます。）を受けた同項の荷主	その認定に係るエネルギー使用合理化法第 118 条第 3 項に規定する荷主連携省エネルギー計画に記載された同法第 117 条第 1 項に規定する荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に資する一定のもの(注 4)

(注 1) 特定事業者とは、エネルギー使用合理化法第 7 条第 3 項ただし書に規定する特定事業者をいい、特定連鎖化事業者とは、同法第 18 条第 2 項ただし書に規定する特定連鎖化事業者をいいます。以下同じです。

(注 2) 特定高度省エネルギー増進設備等とは、機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものうち、特定事業者又は特定連鎖化事業者（特定加盟者を含みます。）であつて既に相当程度のエネルギーの使用の合理化を進めているもの（資源エネルギー庁が実施する事業者クラス分け評価制度において、2 年連続 S クラスであるもの）が取得等を

するものであること、その中長期計画においてその合理化のために設置するものとして記載されたものであることその他その合理化に特に効果の高いものであることにつき証明がされたものをいいます（措令27の5①）。

(注3) 上記②の一定のものとは、機械その他の減価償却資産で工場等におけるエネルギーの使用の合理化に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもののうち、上記②により取得等をされるものとして連携省エネルギー計画に記載されたものであることその他工場等におけるエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき証明がされたものをいいます（措令27の5②）。

(注4) 上記③の一定のものとは、機械その他の減価償却資産で貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもののうち、上記③により取得等をされるものとして荷主連携省エネルギー計画に記載されたものであることその他貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき証明がされたものをいいます（措令27の5②）。

#### (4) 適用対象事業

本制度の適用対象となる事業は、国内にある法人の事業とされています（措法42の5①）。

#### (5) 供用年度

本制度の適用がある供用年度とは、高度省エネルギー増進設備等を国内にある法人の事業の用に供した日を含む事業年度をいいます。ただし、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます（措法42の5①）。

#### (6) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法42の5①）。

(算式)

$$\text{特別償却限度額} = \text{高度省エネルギー増進設備等の取得価額} \times 30\%$$

#### (7) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の算式により計算します（措法42の5②）。

(算式)

$$\text{税額控除限度額} = \text{高度省エネルギー増進設備等の取得価額の合計額} \times 7\%$$

(注) 上記の算式により計算した金額が、その供用年度の調整前法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額が限度とされます。

### 申告に当たっての注意点

#### 《特別償却・税額控除共通》

高度省エネルギー増進設備等の取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下「補助金等」といいます。）の交付を受けた法人が、その補助金等をもって取得し、又は製作し、若しくは建設したその補助金等の交付の目的に適合した高度省エネルギー増進設備等については、本制度の適用はありません（措法42の5④）。

#### 《特別償却》

イ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等に高度省エネルギー増進設備等の償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります（措法42の5⑤）。

ロ 法人が所有権移転外リース取引（法令第48条の2第5項第5号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。）により取得した高度省エネルギー増進設備等については、本制度の適用はありません（措法42の5③、措令27の5③）。

#### 《税額控除》

本制度の適用を受けるためには、確定申告書等（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又

は更正請求書を提出する場合には、その修正申告書又は更正請求書を含みます。)に控除の対象となる高度省エネルギー増進設備等の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付する必要があります。この場合において、控除される金額の計算の基礎となる高度省エネルギー増進設備等の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された高度省エネルギー増進設備等の取得価額が限度とされます(措法42の5⑥)。

#### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の10)。

- ◆ 本制度における適用対象資産に係る証明手続などに関する内容については、資源エネルギー庁ホームページの次のURL(平成30年4月27日現在)もご覧ください。

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/information/180323a/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/information/180323a/)

#### 〔適用時期〕

上記(3)①の法人にあっては、平成30年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする高度省エネルギー増進設備等について適用されます。また、上記(3)②及び③の法人にあっては、改正エネルギー使用合理化法の施行の日以後に取得又は製作若しくは建設をする高度省エネルギー増進設備等について適用されます(措法42の5①、68の10①、改正法附則1、88①)。

なお、〔創設された制度の概要〕(1)の(注)における中小企業者等のうち適用除外事業者(4ページI1〔改正の内容〕(2)の(注1)参照)に該当するものを除く部分については、平成31年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます(29改正法附則62①、75③、改正法附則88②、104②)。

また、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案は平成30年4月27日現在、国会において審議中です。

## 6 企業主導型保育施設用資産の割増償却制度の創設

### 〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、事業所内保育施設の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る企業主導型保育施設用資産(その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものに限り)を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを保育事業の用に供したときは、供用期間の日を含む各事業年度において、その企業主導型保育施設用資産に係る事業所内保育施設につき助成金の交付を受ける期間に限り、普通償却限度額の12%(建物及びその附属設備並びに構築物については、15%)相当額の割増償却ができることとされました(措法47①)。

#### (1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人です(措法47①)。

#### (2) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である企業主導型保育施設用資産とは、事業所内保育施設(注1)の新設又は増設をする場合(その新設又は増設をする事業所内保育施設とともに幼児遊戯用構築物等(注2)の取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」といいます。))をする場合で、かつ、その事業所内保育施設につき子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を行う事業に係る助成金の交付を受ける場合に限り)において、その新設若しくは増設に係る事業所内保育施設を構成する建物及びその附属設備並びにその幼児遊戯用構築物等をいいます(措法47①)。

(注1) 事業所内保育施設とは、子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する施設のうち児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務(以下「保育事業」といいます。)を目的とするものをいいます(措法47①)。以下同じです。

(注2) 幼児遊戯用構築物等とは、上記(注1)の事業所内保育施設における保育事業の用に供する次に掲げる減価償却資産をいいます(措法47①、措令29の4①、措規20の20①②)。

減価償却資産	具体例
遊戯用の構築物のうち幼児用のもの	滑り台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用の構築物
遊戯具その他の器具及び備品	遊戯具、家具及び一定の防犯設備

### (3) 供用期間

本制度における供用期間とは、企業主導型保育施設用資産を法人の保育事業の用に供した日以後3年以内をいいます(措法47①)。

なお、本制度は、供用期間で法人の保育事業の用に供している期間(企業主導型保育施設用資産に係る事業所内保育施設における保育事業の運営費につき助成を行う事業に係る助成金の交付を受ける期間に限ります。)に限り、適用されます(措法47①、措規20の20③)。

### (4) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します(措法47①)。

(算式)

イ 建物及びその附属設備並びに構築物

$$\text{特別償却限度額} = \text{普通償却限度額} \times 15\%$$

ロ イ以外の減価償却資産

$$\text{特別償却限度額} = \text{普通償却限度額} \times 12\%$$

#### 申告に当たっての注意点

イ 法人が所有権移転外リース取引(法令第48条の2第5項第5号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。)により取得した企業主導型保育施設用資産については、本制度の適用はありません(措法47①、42の5③、措令27の5③)。

ロ 本制度の適用を受ける場合には、確定申告書等に企業主導型保育施設用資産の償却限度額の計算に関する明細書を添付することに加えて、その適用を受ける最初の事業年度の確定申告書等に新設又は増設に係る事業所内保育施設とともに幼児遊戯用構築物等の取得等を行うこと及びその事業所内保育施設につき上記(2)の助成金の交付を受けることが確認できる書類を添付しなければならないこととされています(措法47③④、措令29の4②③、措規20の20④)。

#### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の34)。

#### 〔適用時期〕

平成30年4月1日以後に取得等をする企業主導型保育施設用資産について適用されます(措法47①、68の34①)。

## 7 その他

○ その他、減価償却又は税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	○ 本制度は、廃止されました。	平30.4.1前に取得等をしたエネルギー環境負荷低減推進設備等については、従来どおり

改正事項	改正の内容	適用時期等																		
(旧措法42の5、68の10、旧措令27の5、39の40、旧措規20の2、改正法附則89①、105①)		適用されます。																		
(2) 国家戦略特別区域において機械等を取 得した場合の特別償却等 又は法人税額の特別控除 (措法42の10①②、68の 14①②、改正法附則1)	<p>○ 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得等 をした特定機械装置等(平成31年3月31日以前に受けた確認に 係る事業実施計画に同日において記載されているものを除き ます。)について、特別償却率及び税額控除率が次のとおり引 き下げられました。</p> <p>イ 特別償却率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平31.3.31以前 計画確認</th> <th>平31.4.1以後 計画確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び器具備品</td> <td>50%</td> <td>45%</td> </tr> <tr> <td>建物等及び構築物</td> <td>25%</td> <td>23%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 税額控除率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平31.3.31以前 計画確認</th> <th>平31.4.1以後 計画確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び器具備品</td> <td>15%</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td>建物等及び構築物</td> <td>8%</td> <td>7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。</p>	区 分	平31.3.31以前 計画確認	平31.4.1以後 計画確認	機械装置及び器具備品	50%	45%	建物等及び構築物	25%	23%	区 分	平31.3.31以前 計画確認	平31.4.1以後 計画確認	機械装置及び器具備品	15%	14%	建物等及び構築物	8%	7%	—
区 分	平31.3.31以前 計画確認	平31.4.1以後 計画確認																		
機械装置及び器具備品	50%	45%																		
建物等及び構築物	25%	23%																		
区 分	平31.3.31以前 計画確認	平31.4.1以後 計画確認																		
機械装置及び器具備品	15%	14%																		
建物等及び構築物	8%	7%																		
(3) 国際戦略総合特別区 域において機械等を取 得した場合の特別償却 又は法人税額の特別控 除(措法42の11①②、68 の14の2①②、改正法附 則1)	<p>○ 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得等 をした特定機械装置等(平成31年3月31日以前に受けた指定に 係る指定法人事業実施計画に同日において記載されているも のを除きます。)について、特別償却率及び税額控除率が次の とおり引き下げられました。</p> <p>イ 特別償却率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平31.3.31 以前の指定</th> <th>平31.4.1 以後の指定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び器具備品</td> <td>40%</td> <td>34%</td> </tr> <tr> <td>建物等及び構築物</td> <td>20%</td> <td>17%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 税額控除率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平31.3.31 以前の指定</th> <th>平31.4.1 以後の指定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び器具備品</td> <td>12%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>建物等及び構築物</td> <td>6%</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。</p>	区 分	平31.3.31 以前の指定	平31.4.1 以後の指定	機械装置及び器具備品	40%	34%	建物等及び構築物	20%	17%	区 分	平31.3.31 以前の指定	平31.4.1 以後の指定	機械装置及び器具備品	12%	10%	建物等及び構築物	6%	5%	—
区 分	平31.3.31 以前の指定	平31.4.1 以後の指定																		
機械装置及び器具備品	40%	34%																		
建物等及び構築物	20%	17%																		
区 分	平31.3.31 以前の指定	平31.4.1 以後の指定																		
機械装置及び器具備品	12%	10%																		
建物等及び構築物	6%	5%																		
(4) 地方活力向上地域等 において特定建物等を 取得した場合の特別償 却又は法人税額の特別 控除(措法42の11の3 ①、68の15①)	○ 適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。	—																		

改正事項	改正の内容	適用時期等										
<p>(5) 特定設備等の特別償却 (措法43①四、68の16①四、措令28⑥⑦⑫、39の49⑥⑦⑧四、平30財務省告示第89号、改正法附則94①、110①)</p>	<p>○ 再生可能エネルギー発電設備等に係る措置が追加されました。この追加された措置の内容は次表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="478 280 1149 1176"> <thead> <tr> <th data-bbox="478 280 662 336">区分</th> <th data-bbox="662 280 1149 336">追加された措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="478 336 662 459">対象者</td> <td data-bbox="662 336 1149 459">青色申告書を提出する法人で、再生可能エネルギー発電設備等を国内にある事業の用に供するもの(一般送配電事業者に該当する法人その他の一定の法人を除きます。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 459 662 1075">対象設備</td> <td data-bbox="662 459 1149 1075">次に掲げる設備で、製作等の後事業の用に供されたことのないもの(補助金等の交付を受けて取得等をしたものは除きます。) イ エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に規定する非化石エネルギー源のうち永続的に利用することができるものと認められるもの(以下「再生可能エネルギー源」といいます。)から電気若しくは熱を得るため又は再生可能エネルギー源から燃料を製造するための機械その他の減価償却資産(以下「再生可能エネルギー利用資産」といいます。)のうち太陽光又は風力以外の再生可能エネルギー源の利用に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもの ロ 主として再生可能エネルギー利用資産とともに使用するための機械その他の減価償却資産でその再生可能エネルギー利用資産の持続的な利用に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1075 662 1131">特別償却率</td> <td data-bbox="662 1075 1149 1131">20%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1131 662 1176">指定期間</td> <td data-bbox="662 1131 1149 1176">平成30年4月1日から平成32年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分	追加された措置の概要	対象者	青色申告書を提出する法人で、再生可能エネルギー発電設備等を国内にある事業の用に供するもの(一般送配電事業者に該当する法人その他の一定の法人を除きます。)	対象設備	次に掲げる設備で、製作等の後事業の用に供されたことのないもの(補助金等の交付を受けて取得等をしたものは除きます。) イ エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に規定する非化石エネルギー源のうち永続的に利用することができるものと認められるもの(以下「再生可能エネルギー源」といいます。)から電気若しくは熱を得るため又は再生可能エネルギー源から燃料を製造するための機械その他の減価償却資産(以下「再生可能エネルギー利用資産」といいます。)のうち太陽光又は風力以外の再生可能エネルギー源の利用に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもの ロ 主として再生可能エネルギー利用資産とともに使用するための機械その他の減価償却資産でその再生可能エネルギー利用資産の持続的な利用に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもの	特別償却率	20%	指定期間	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで	<p>平30.4.1以後に取得等をする再生可能エネルギー発電設備等について適用されます。</p>
区分	追加された措置の概要											
対象者	青色申告書を提出する法人で、再生可能エネルギー発電設備等を国内にある事業の用に供するもの(一般送配電事業者に該当する法人その他の一定の法人を除きます。)											
対象設備	次に掲げる設備で、製作等の後事業の用に供されたことのないもの(補助金等の交付を受けて取得等をしたものは除きます。) イ エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に規定する非化石エネルギー源のうち永続的に利用することができるものと認められるもの(以下「再生可能エネルギー源」といいます。)から電気若しくは熱を得るため又は再生可能エネルギー源から燃料を製造するための機械その他の減価償却資産(以下「再生可能エネルギー利用資産」といいます。)のうち太陽光又は風力以外の再生可能エネルギー源の利用に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもの ロ 主として再生可能エネルギー利用資産とともに使用するための機械その他の減価償却資産でその再生可能エネルギー利用資産の持続的な利用に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもの											
特別償却率	20%											
指定期間	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで											
<p>(6) 耐震基準適合建築物等の特別償却 (措法43の2②、68の17②、改正法附則94②、110②)</p> <p>(措法43の2②、68の17②)</p>	<p>○ 技術基準適合施設に係る措置について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 特別償却率(改正前20%)</p> <p>⑴ 港湾法の港湾隣接地域(緊急確保航路に隣接する港湾区域に隣接する地域に限ります。)内において取得又は建設をした技術基準適合施設 22%</p> <p>⑵ 上記⑴以外の港湾隣接地域内において取得又は建設をした技術基準適合施設 18%</p> <p>ロ 港湾管理者からの求めに対し技術基準のうち地震に対する安全性に係るものに適合するかどうかの点検の結果についての報告期間が平成30年4月1日から平成32年3月31日までの期間とされました。</p>	<p>平30.4.1以後に取得等をする技術基準適合施設について適用され、同日前に取得等をした技術基準適合施設については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>										
<p>(7) 特定地域における電気通信設備の特別償却 (旧措法44の5、68の26、改正法附則94③、110③)</p>	<p>○ 本制度は、廃止されました。</p>	<p>平30.4.1前に取得等をした特定電気通信設備については、従来どおり適用されます。</p>										
<p>(8) 情報流通円滑化設備の特別償却 (措法44の5、68の26、改正法附則94③、110③)</p>	<p>○ 情報流通円滑化設備の特別償却制度が創設されました。この創設された制度の内容は次表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="478 1915 1149 2060"> <thead> <tr> <th data-bbox="478 1915 662 1971">区分</th> <th data-bbox="662 1915 1149 1971">創設された制度の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="478 1971 662 2060">対象者</td> <td data-bbox="662 1971 1149 2060">青色申告書を提出する法人で実施計画(特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第4条の規定により読み替えて適用される同法第4条第</td> </tr> </tbody> </table>	区分	創設された制度の概要	対象者	青色申告書を提出する法人で実施計画(特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第4条の規定により読み替えて適用される同法第4条第	<p>平30.4.1以後に取得等をする情報流通円滑化設備について適用されます。</p>						
区分	創設された制度の概要											
対象者	青色申告書を提出する法人で実施計画(特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第4条の規定により読み替えて適用される同法第4条第											

改正事項	改正の内容	適用時期等								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="478 208 667 421"></td> <td data-bbox="667 208 1149 421">1項に規定する実施計画で、同法附則第5条第2項第2号に規定する地域特定電気通信設備供用事業（同号に規定する特定電気通信設備のうち特定の地域における情報の円滑な流通の確保に特に資する一定のものを設置して行うものに限ります。）の実施に関するものに限り、）について認定を受けたもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 421 667 947">対象設備</td> <td data-bbox="667 421 1149 947"> <p>認定に係る実施計画に記載された特定電気通信設備（電磁的記録として記録された情報を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供するためのものをいいます。）のうち次のいずれも満たすもの</p> <p>イ 主として特定電気通信設備が設置される都道府県又はその都道府県に隣接する都道府県において情報の提供を受ける者にその提供を行うためのものとして一定のものであること</p> <p>ロ 情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業（以下「特定情報通信業」といいます。）を行う法人が、東京圏以外の地域内においてその特定情報通信業の用に供するものであること</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 947 667 992">特別償却率</td> <td data-bbox="667 947 1149 992">15%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 992 667 1037">適用期間</td> <td data-bbox="667 992 1149 1037">平成30年4月1日から平成32年3月31日まで</td> </tr> </table>		1項に規定する実施計画で、同法附則第5条第2項第2号に規定する地域特定電気通信設備供用事業（同号に規定する特定電気通信設備のうち特定の地域における情報の円滑な流通の確保に特に資する一定のものを設置して行うものに限ります。）の実施に関するものに限り、）について認定を受けたもの	対象設備	<p>認定に係る実施計画に記載された特定電気通信設備（電磁的記録として記録された情報を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供するためのものをいいます。）のうち次のいずれも満たすもの</p> <p>イ 主として特定電気通信設備が設置される都道府県又はその都道府県に隣接する都道府県において情報の提供を受ける者にその提供を行うためのものとして一定のものであること</p> <p>ロ 情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業（以下「特定情報通信業」といいます。）を行う法人が、東京圏以外の地域内においてその特定情報通信業の用に供するものであること</p>	特別償却率	15%	適用期間	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで	
	1項に規定する実施計画で、同法附則第5条第2項第2号に規定する地域特定電気通信設備供用事業（同号に規定する特定電気通信設備のうち特定の地域における情報の円滑な流通の確保に特に資する一定のものを設置して行うものに限ります。）の実施に関するものに限り、）について認定を受けたもの									
対象設備	<p>認定に係る実施計画に記載された特定電気通信設備（電磁的記録として記録された情報を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供するためのものをいいます。）のうち次のいずれも満たすもの</p> <p>イ 主として特定電気通信設備が設置される都道府県又はその都道府県に隣接する都道府県において情報の提供を受ける者にその提供を行うためのものとして一定のものであること</p> <p>ロ 情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業（以下「特定情報通信業」といいます。）を行う法人が、東京圏以外の地域内においてその特定情報通信業の用に供するものであること</p>									
特別償却率	15%									
適用期間	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで									
<p>(9) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却（措法46①三、68の31①三、改正法附則1、86）</p> <p>（措法46①、68の31①）</p>	<p>○ 対象法人に係る要件について、重度障害者割合が55%（改正前50%）以上に引き上げられました。</p> <p>○ 適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平30.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>								
<p>(10) 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却（旧措法46の2、68の33、改正法附則94④、110④）</p>	<p>○ 本制度は、廃止されました。</p>	<p>平30.4.1前に基準適合認定又は特例基準適合認定を受けた法人の同日以後に終了する適用事業年度又は特例認定適用事業年度終了の日において有する次世代育成支援対策資産については、従来どおり適用されます。</p>								
<p>(11) 倉庫用建物等の割増償却（措法48①、68の36①）</p>	<p>○ 適用期限が平成32年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>								